

法務省民商第173号
令和5年9月11日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

供託規則の一部を改正する省令等の施行に伴う供託事務の取扱いについて(通達)

供託規則の一部を改正する省令(令和5年法務省令第36号。以下「改正省令」という。)及び「供託事務取扱手続準則の一部改正について」(本日付け法務省民商第172号当職・法務省大臣官房会計課長通達。以下「改正通達」という。)が本年9月18日から施行されますが、これらに伴う供託事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「規則」とあるのは改正省令による改正後の供託規則(昭和34年法務省令第2号)を、「準則」とあるのは改正通達による改正後の供託事務取扱手続準則(昭和47年3月4日付け法務省民事甲第1050号当職・法務大臣官房会計課長通達)をいい、特に改正前の条文を引用するときは、「旧」の文字を冠するものとします。

おって、本通達に抵触する従前の取扱いは、この通達により変更したものとします。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、供託手続における利用者の負担軽減などを図ることを目的とする改正省令及び改正通達に基づく供託事務の取扱いについて、その留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2 供託所に提出すべき書類への措置等

1 契印に代わる措置の導入

供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書を除く。）が二葉以上にわたるときは、作成者は、毎葉のつづり目に契印しなければならないが、当該書類の作成者が多数であるときは、その一人が契印すれば足りるとされていた（旧規則第8条）。改正省令によって、供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書並びに添付書類を除く。）が2枚以上にわたるときは、作成者は、各用紙に総枚数及び当該用紙が何枚目であることを記載することその他の必要な措置を講じなければならないこととされた（規則第8条）。

2 必要な措置

規則第8条の「各用紙に総枚数及び当該用紙が何枚目であることを記載する」場合には、単に各用紙に通し番号が記載されているだけでは足りず、例えば、各用紙に「3枚中1枚目」や「1/3」などと記載される必要がある。

供託官は、各用紙が総枚数分の何枚目であるのかが明らかにされた上で、全ての各用紙が順番どおりにとじられていることを確認するものとする。

なお、各用紙のつづり目に契印がされている場合には、「その他の必要な措置」が講じられているものとする。

3 契印に代わる措置の導入に伴う改正

供託所に提出すべき書類の用紙の数え方として「一葉」、「各葉の用紙」、「丁数」などとされていた。改正省令によって、「一枚」、「各用紙」、「当該供託書が何枚目であるか」などとされた（規則第7条、第13条第5項、第13条の3第1項）。また、改正通達によって、「二葉」又は「第一葉」が「二枚」又は「一枚目」とされた（準則第36条第1項、第77条）。

第3 供託物払渡請求書等への押印の特則等

1 供託物払渡請求書への委任による代理人の押印の特則

供託物払渡請求書には、供託番号などの事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならないとされていた（旧規則第22条第2項）。改正省令によって、当該代理人のうち、委任による代理人が供託物払渡請求書（供託有価証券払渡請求書を除く。）に記名したときは、当該供託物払渡請求書に押印することを要しな

いこととされた（規則第22条第2項ただし書）。

2 供託金利息請求書への委任による代理人の押印の特則

供託金利息請求書には、供託番号などの事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならないとされていた（旧規則第35条第2項）。改正省令によって、当該代理人のうち、委任による代理人が供託金利息請求書に記名したときは、当該供託金利息請求書に押印することを要しないこととされた（規則第35条第2項ただし書）。

3 供託物払渡請求書等への請求者等の押印の特則

供託物払渡請求書には、供託番号などの事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならないとされていた（旧規則第22条第2項）。改正省令によって、規則第22条第2項本文の規定にかかわらず、請求者又は規則第26条第2項に掲げる者は、同条第3項第2号、第4号又は第5号に掲げる場合には、供託物払渡請求書（供託有価証券払渡請求書を除く。）に押印することを要しないこととされた（同条第4項）。

これは、規則第26条第4項を準用する供託金保管替請求書（規則第21条の3第3項）、供託振替国債保管替請求書（規則第21条の6第2項）、供託金利息請求書（規則第35条第4項）、みなし供託書正本の交付請求書（規則第42条第3項）、閲覧申請書（規則第48条第3項）及び証明申請書（規則第49条第4項）においても同様である。

4 供託に関する書面の文字の訂正等

(1) 供託に関する書面の文字の訂正

記載事項について訂正、加入又は削除をするときは、二線を引いてその近接箇所に正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならないとされ（旧規則第6条第4項本文）、また、供託官が訂正、加入又は削除をするときは、欄外記載及び押印に代えて、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することができるとされていた（同条第5項）。改正省令によって、供託に関する書面（規則第6条第1項）につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、二線を引いてその近接箇所に正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除

をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならないこととされた。ただし、供託官は、欄外記載及び押印に代えて、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することもできることとされた（同条第4項）。

(2) 供託官以外の者による文字の訂正における押印の特則

供託者又は請求者が供託書、供託通知書、代供託請求書又は附属供託請求書の記載事項について訂正、加入又は削除をするときは、これらの書面に押印することを要しないとされていた（旧規則第6条第4項ただし書）。改正省令によって、供託官以外の者が、供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書、規則第22条第2項ただし書若しくは規則第35条第2項ただし書の規定により押印することを要しない書面又は規則第26条第4項（規則第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第42条第3項、第48条第3項又は第49条第4項において準用する場合を含む。）の規定により押印することを要しない書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、規則第6条第4項本文の規定にかかわらず、これらの書面に押印することを要しないこととされた（同条第5項）。

5 委任による代理人の権限を証する書面が提示された場合の措置

供託官は、供託に際して請求があるときは、規則第14条第4項前段の規定により提示された委任による代理人の権限を証する書面の適宜の箇所に準則附録第8号の2様式による印判を押し、かつ、職印を押さなければならないとされていた（旧準則第32条の2）。改正通達によって、対象となる委任による代理人の権限を証する書面は、供託者の印鑑が押されたものに限られることとされた（準則第32条の2）。

第4 簡易確認手続の対象の明確化等

1 簡易確認手続の対象の明確化

代理人によって供託物の払渡しを請求する場合においては、支配人その他登記のある代理人が代理人であることを証する登記事項証明書についてのみ規則第14条第1項後段の規定に基づく簡易確認手続（登記された法人が当該法人の代表者の資格につき登記官の確認を受けた供託書を提出して、代表者の資格を証する登記事項証明書の提示に代えることができる手続をいう。）をすることができることとされていた（旧規則第27条第2項に

において準用する第14条第1項後段)。改正省令によって、登記された法人が委任を受けて代理人となっている場合においては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書についても当該簡易確認手続をすることができることとされた(規則第27条第2項において準用する第14条第1項後段)。

2 登記事項証明書の添付を要しない対象の明確化

改正省令によって、委任による代理人(当該代理人が登記された法人の場合に限る。)によって規則第38条第1項第2号の規定による払渡しの請求をする場合において、当該法人の代表者に係る規則第39条第3項第1号に掲げる電子証明書が申請書情報(同条第1項に規定する申請書情報をいう。以下同じ。)と併せて送信されたときは、規則第27条第1項(規則第35条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を添付することを要しないこととされた(規則第39条第6項)。

3 登記事項証明書の提示を要しない対象の明確化

改正省令によって、委任による代理人(当該代理人が登記された法人の場合に限る。)によって規則第38条第1項第1号の規定による供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る規則第39条第3項第1号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、規則第14条第4項の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を提示することを要しないこととされた(規則第39条の2第2項)。

第5 経過措置

現に供託所に配布されている改正省令による改正前の書式用の用紙は、改正省令の施行後も、なお当分の間使用することができることとされた(改正省令附則第2項)。